

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目 次

ページ

## 選挙管理委員会告示

横手市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四二) ..... 1  
 横手市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四三) ..... 1  
 男鹿市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四四) ..... 1  
 男鹿市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四五) ..... 1  
 湯沢市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四六) ..... 1  
 湯沢市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四七) ..... 1  
 由利本荘市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四八) ..... 2  
 由利本荘市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四九) ..... 2  
 鴻巣市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五〇) ..... 2  
 鴻巣市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五一) ..... 2  
 大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五二) ..... 2  
 大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五三) ..... 2  
 北秋田市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五四) ..... 2  
 北秋田市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五五) ..... 2

## 選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十二号  
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第一項の規定により、任期満了による横手市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。  
 平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第四十四号  
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第一項の規定により、市の設置による男鹿市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。  
 平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 秋選管告示第四十五号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う男鹿市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一十二条の規定により、次のとおり定めたので告示する。  
 平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 秋田県知事選挙  
 二 男鹿市長選挙

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第四十六号  
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第一項の規定により、市の設置による湯沢市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成十七年四月十日

秋選管告示第四十七号  
 平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う湯沢市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一十二条

